

具体的事例によるケーススタディで学ぶ

# 問題社員対応の実務

～近年、増加傾向にある各種トラブルの具体的検討～

◆開催要領◆

- 日 時 ● 2011年 4月 14日 (木) 13:30～17:00
- 会 場 ● 「九段会館」(東京:九段下) TEL:03-3261-5521

**講 師** 四谷麴町法律事務所 弁護士 藤田 進太郎 氏

【講師紹介】東京大学法学部卒業。2003年10月、弁護士登録。2006年10月、四谷麴町法律事務所開業。日本弁護士連合会労働法制委員会委員・事務局長。第一東京弁護士会労働法制委員会委員・労働契約法制部会副部長。経営法曹会議会員。労働問題の対応(使用者側のみ)が中心業務。主な著書に「文書提出等をめぐる判例の分析と展開」(共著 経済法令研究会)、「管理職のための労働契約法・労働基準法の実務」(共著 清文社)ほか。

◆開催にあたって◆

本セミナーでは、近年、増加傾向にある問題社員による各種トラブルについて、その法的対応策を具体的に検討し、問題社員対応の実務について、分かりやすく解説していきます。人事部門、労務部門、総務部門、法務部門などにおいて、関連する業務を担当される皆様のご参加をお勧めいたします。

≪プログラムの詳細については裏面をご参照ください≫

- 受講料 ● 1名(税込み、資料代含む)

社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛

正会員	31,500円(本体価格30,000円)
一般	34,650円(本体価格33,000円)

**申込書** FAX:03-5215-0951  
(申込書をFAXでご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。)

111073-0505	2011.4.14 問題社員対応の実務		
ふりがな 会社名			
住所	〒		
TEL		FAX	
ふりがな ご氏名		所 属 役 職	
E-Mail			
ふりがな ご氏名		所 属 役 職	
E-Mail			

■参加要領

申込書はFAX、または下記担当者宛 E-mail にてお送り下さい。以下の当会ホームページからお申し込みいただけます。  
http://www.bri.or.jp

着信確認のご連絡後、受講票・請求書をお送りします。

\* よくあるご質問 (FAQ) は当会ホームページにてご確認ください。( [TOP] → [公開セミナー] → [よくあるご質問] )

\* お申込後のキャンセルはお受けしかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理の方のご出席をお願いいたします。

■お申込・お問合せ先

社団法人企業研究会 公開セミナー事業グループ

担当) 川守田 (かわもりた) E-mail:kawamorita@bri.or.jp

TEL:03-5215-3514 FAX:03-5215-0951

東京都千代区麴町1-6-2 アーバンネット麴町ビル6F

以下の、近時、よくある具体的事例を取り上げ、実務的な対応策を検討・解説いたします。

※ セミナー終了後、可能な範囲で個別のご質問もお受けいたします。

- (1) 協調性がない。
- (2) 遅刻や無断欠勤が多い。
- (3) 注意するとパワハラだなどと言って、上司の指導を聞こうとしない。
- (4) 会社に無断でアルバイトをする。
- (5) 虚偽の出張旅費、交通費等を申告していた疑いが強い。
- (6) 転勤を拒否する。
- (7) お金にだらしない。
- (8) 会社外で飲酒運転、痴漢、傷害事件等を起こして逮捕された。
- (9) 仕事の能力が低い。
- (10) 行方不明になってしまい、社宅に本人の家財道具等を残したまま、長期間連絡が取れない。
- (11) 精神疾患を発症して欠勤が多くなり、入社しても仕事がまともにできない。
- (12) 休職中の社員が復職可能と記載されている主治医の診断書を提出してきたので復職させたところ、すぐに欠勤を繰り返すようになった。
- (13) 精神疾患を発症したのは会社のせいだと主張して、損害賠償請求をしてくる。
- (14) 試用期間中の本採用拒否（解雇）なのに、解雇は無効だと主張して、職場復帰を求めてきた。
- (15) 退職勧奨したところ、解雇してくれと言い出す。
- (16) 退職届提出日から退職日までの間、年休を取得してしまい、引継ぎをしない。
- (17) 退職届を提出した後になって、退職の撤回を求めてくる。
- (18) 期間雇用者を契約期間満了で雇止めしたところ、雇止めは無効だと主張してくる。
- (19) 賃金が残業代込みの金額である旨、納得して入社したにもかかわらず、割増賃金の請求をしてくる。
- (20) 勝手に朝早く入社したり、夜遅くまで残業したりして、割増賃金の請求をしてくる。
- (21) 管理職なのに割増賃金の請求をしてくる。
- (22) 賞与支給日前に退職しているにもかかわらず、賞与を請求してくる。
- (23) 高額な留学費用、研修費用等を会社が負担した社員が、留学等終了後、すぐに退職してしまった。
- (24) トラブルの多い社員が定年退職後の再雇用を求めてくる。
- (25) 定年後、再雇用したところ、賃金が下がったのは不当だなどと主張して、差額賃金の支払を求めてくる。
- (26) 合同労組に加入して団体交渉を求めてきたり、会社オフィスの前でビラ配りしたりする。